

基本方針（方針体系）の見直しについて（案）

現在のもの（平成24年10月策定）		見直し案	
方針1 障がい種別に関わらない重層的な支援の拠点		見直しなし	
基本施策①	障がいの種別に関わらない適切なサービスを実施する通所支援 児童発達支援センターでは、児童発達支援事業所で受入れが難しい児童を率先して受入れることが求められます。	見直しなし	
基本施策②	関係機関との連携による重層的な支援 関係機関との緊密な連携により、障がい特性に応じた一貫した支援を提供することが求められます。		
		基本施策③	家族支援の実施 障がいのある子どもを育てる家庭に対して、課題の聞き取りや助言、輪を広げるための橋渡し、家族支援プログラム（相談やペアレント・トレーニング等）の実施など、家族支援を実施することが求められます。
方針2 地域から必要とされる相談支援の拠点		方針2 地域から必要とされる支援体制の構築	
基本施策①	障害児通所支援利用に係る相談支援の実施 児童発達支援センターは、適切な療育が提供されるよう、関係機関と連携しながら相談支援を実施することが求められます。	基本施策①	相談支援の実施 児童発達支援センターは、適切な療育が提供されるよう、関係機関と連携しながら、 障害児通所支援利用に係る相談支援や事業所に対する相談支援 を実施することが求められます。
基本施策②	地域における障がい児支援に係る情報の発信の場 地域の中核的な相談機関として、療育に関する様々な情報のほか、医療・福祉・教育・就労などの総合的な情報提供を行うことが求められます。	基本施策②	地域支援の充実 保育所等訪問支援事業や障がい児等療育支援事業の実施、障がい児地域支援マネージャーとしての活動、自立支援協議会等への参加などにより、 地域の子育て環境や支援体制の構築 を目指すことが求められます。
方針3 児童発達支援事業所や関係機関との支援ネットワークの構築		見直しなし	
基本施策①	職員研修及び事例検討による支援技術の向上 児童発達支援センターは、支援ネットワークを活用して職員研修等を実施し、各事業所の支援技術の向上に取り組むことが求められます。	見直しなし	
基本施策②	来所や訪問による支援技術の提供 児童発達支援センターは、各事業所からの求めに応じて支援方法に対するアドバイスをを行うなど、機関支援に取り組むことが望まれます。	見直しなし	
		見直しなし	